

財務省告示第百八十号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平
 成十八年三月二十七日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。
 平成十八年四月七日

財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五	六	七	八	九
名称及び記 号	発行の根拠	法律及びそ の条項の適 用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金 額	振替単位	発行日
利付国庫債券（二十年）（第八十 五回）	財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第一百一号）第十一 條第一項	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。）の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	法律（平成十二年法律第十八号） 附則第三十七條第一項の規定に 基づき厚生労働大臣から年金資 金運用基金に寄託された資金に よる引受け	額面金額で十億 円	十億三百五十万円	五万円	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと する。	平成十八年三月二十七日

十 発行価格

額面金額百円につき百円三十五

十一 利率

年二パーセント

十二 経過利率

年金額に追加、次の算式により払

の払込み

出した金額を第十八号に規定す

る。算出した金額を第十八号に規定す

る。算出した金額を第十八号に規定す

る。算出した金額を第十八号に規定す

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{2.1}{100} \times \frac{7}{365}}$$

十三 初期利子

平成十八年九月二十日を支払期

とし、次の算式により算出した

金額を支払う。ただし、支払期

が銀行休業日に当たるときは、

その翌営業日に支払う(以下、

次号及び第十五号において規定

する期日について同じ。)

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{2.1}{100} \times \frac{1}{2}}$$

十四 第二期以後の利子

毎年三月二十日及び九月二十日

を支払期とし、各支払期におい

て、その日以前六月間に属する

利子を支払う。

平成三十八年三月二十日

額面金額百円につき百円

日本銀行

十八

払込期日

平成十八年三月二十七日

十五

償還期限

十六

償還金額

十七

元利支

十八

払込期日

十九

払込場所

二十

払込期日